

廃棄物処理基準

平成28年5月
同志社大学連携型起業家育成施設(D-egg)

ガイドライン第10条(7)

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が管理する同志社大学連携型起業家育成施設(D-egg)(以下、「本施設」という。)における廃棄物の適正な管理並びに処分については、関係法令に加え当該基準を遵守するものとする。

(目的)

第1条 本施設において、居室からの廃棄物を安全に処理し、開発研究の場にふさわしい環境を保持するために、発生する廃棄物の管理と対策について、関係法令等(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等)に基づいて入居者が遵守すべき廃棄物処理基準を定める。

(管理体制)

第2条 入居者は、関係法令等に定める責任者等のほか、廃棄物管理者(以下「管理者」という)を置く。
2 廃棄物等の保管及び処理は、管理者が行い、関係法令等の遵守とともに、本廃棄物処理基準に準じて廃棄物等の適正な処理にあたるものとする。

(廃棄物の取扱い)

第3条 廃棄物の安全かつ適切な処理は排出者の責務であり、実験・開発研究等事業活動によって排出される廃棄物はすべて「産業廃棄物」に分類される。そのため実験系の廃棄物は産業廃棄物として適切に処理し取り扱うものとする。
2 産業廃棄物の処理については、以下の処理方法に従わなければならない。
一 産業廃棄物は、分別し原則として居室内に保管すること。
二 産業廃棄物は、適切な容器等(以下「廃棄物容器」という)に入れること。
三 廃棄物容器は密閉し、特に溶剤を含む場合は気化し外部に漏出しないよう注意すること。
四 廃棄物容器の運搬時の安全を確保するため、八分目以上入れてはならない。
五 産業廃棄物は機会あるごとに廃棄を心がけ、廃棄物容器を長期間にわたって居室内で保有しないこと。
六 産業廃棄物の取扱い及び運搬は、その産業廃棄物に対する十分な知識を有する者が行うこと。

- 七 管理者は、処理業者の産業廃棄物の運搬及び処理の免許の有無を確認し、免許保有業者以外には受け渡してはならない。
- 八 処理業者に産業廃棄物を受け渡すとき、及び当該産業廃棄物の処理が終わったとき、マニフェストを徴収しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は平成28年5月11日から施行する。

以 上